

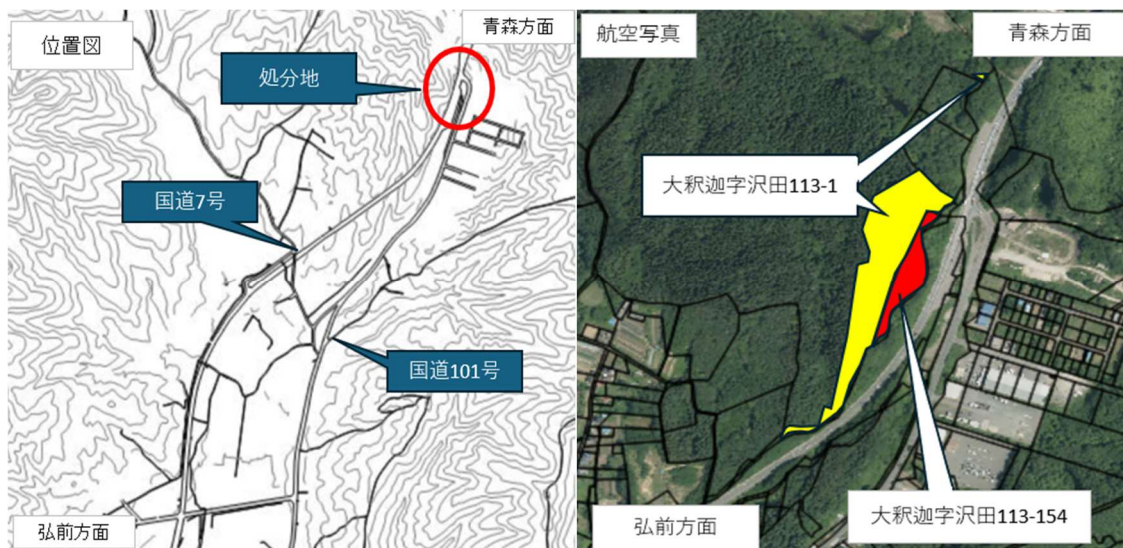
財産の処分について（大釈迦山林）

1 処分の目的

本市が所有する山林について、一般国道 7 号鶴ヶ坂防災事業用地として令和 8 年 5 月に国土交通省から売払いの申請があったことから、処分することとしたもの。

2 処分する財産の概要

財産の種類	所在及び地番	地 目	地 積(㎡)
土 地	青森市浪岡大字大釈迦字沢田 113 番 1 の一部	山 林	16,256.51
	青森市浪岡大字大釈迦字沢田 113 番 154		5,167.18
合 計			21,423.69



3 契約の概要

- ・ 相 手 方 国土交通省 東北地方整備局
 青森河川国道事務所長 岡本 由仁
- ・ 処 分 価 格 27,528,425 円

4 提案理由

土地の処分については、予定価格 2 千万円以上かつ面積が 5 千平方メートル以上の場合、「青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例」第 3 条に基づき、議会の承認を得る必要があることから令和 8 年第 3 回青森市議会定例会に、財産の処分についての議案を提出するもの。